

令和6年11月5日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、大橋ボクシングジム（以下「大橋ジム」という）所属ボクサーである阿部 一力（ライセンスNo.50799）選手を令和 6 年 11 月 2 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 大橋ジム阿部 一力選手は、令和 6 年 11 月 3 日の試合の前日計量において 1.86kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は阿部 一力選手を令和 6 年 11 月 2 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、大橋ジムのマネージャーである大橋 秀行（ライセンスNo.17145）氏を戒告処分とする。

理由： 大橋 秀行は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション